

昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画(案) に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
基本方針 第1章 社会教育複合施設の基本的考え方				
1	p7~9	1	<p>今回の社会教育施設が、複合施設でなければならない必然性がよくわからない。男女共同参画センターは、他施設と違って、半永久的な施設ではないだろう。他の自治体でも、そうしたセンターは、いずれ、機能転換できるようになっている。一時的な施設の設定で、他の永続的な施設に予算面や空間面で、悪影響が出てしまうことを恐れる。行政内部の力関係が多分に反映されている気がするが、それが施設づくりにまで、反映させる愚を犯してはならない。複合施設は聞こえはいいが、それぞれの施設を狭めてしまい、機能を縮小する。複合化して、すべてを1つに集約してしまう理由は、土地(購入費)の節約が大きな要因ではないか。図書館にしても、郷土資料館にしても、単独に施設が必要であることは間違いない。これをいつしょにするなどということをやつたら、後世に禍根を残してしまうことになる。</p>	<p>男女共同参画社会の実現に資する活動の場として、男女共同参画に係る活動支援や女性の悩み事相談、男女共同参画に関する理解を深めてもらうため、市民に情報発信等を行うとしており、男女共同参画センターを含め、複合施設としてのメリットを生かしていくものと考えています。ご理解をお願いします。</p>
2	p7~9	1	<p>図書館については、すでにある土地を、南北に拡張し、より規模の拡充が不可欠である。なぜ、昭和町の場に移転するのか。現在の図書館跡地はどうなるのか。昭島の図書館は、小さな規模にもかかわらず、今回、複合施設とされたら、その規模の拡充は期待できないものとなってしまう。そうした学習機能の拡充を、自治体が節約・制限していることは、この地域の文化的、学力的、家庭環境的後進性を、いつまでも打破できない要因を、行政自らが作りだしていると言わざるを得ない。</p> <p>むしろ、行政には率先して、文化的・学習的な環境をつくりしていく責務がある。それは、そのまま、郷土館の建設を縮小し、郷土室で済ませてしまおうという姿勢にも同じ事が言える。</p>	<p>現在の市民図書館については、立川基地跡地昭島地区利用計画に関する都市計画道路3・2・11号の拡幅計画の事業区域となっており移転する必要があります。建設場所については、平成9年2月に「昭島市庁舎跡地土地利用基本構想」が策定され、方針が決まっているものです。そこに整備される社会教育施設の中に「市民の学習意欲の高まりに充分対応できる図書館活動の拠点」、「文化遺産を後世に正しく伝えていく施設機能」、「教育の充実及び振興を図るため施設」の整備を行うものとし、建設場所は、昭和町一丁目の旧分室跡地としております。ご理解をお願いします。</p>

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
3	p7~9	1	郷土館は、教育センターと合併で、理科教育・社会教育なども展開できる形も可能かとは思うが、それも、規模や場所によるであろう。野外実習などを考慮すると、立地環境を無視した複合施設の立地選定も乱暴であろう。施設の建設予定地である昭和町は、郷土資料室には適さない。再考を期待したい。	複合施設としてのメリットを生かしていくもので、各施設の規模を縮小するものではありません。複合施設においても、その活用方法を更に市で検討されるものと考えています。また建設場所は、昭島市庁舎跡地土地利用基本構想に基づき、土地の利用を図るもので。ご理解をお願いします。
4	p7~9	1	図書館施設の有り方が未来にむかって問われておられます。基本方針・基本計画では、紙、図書の機能的流れと電子図書との関連機能図が見えてきません。社会教育の未来に関する教育文化芸術の施設なのです。拙速に行っては将来に禍根を残す事に繋がります。どうか、もう一度熟慮する時間を市民とともに共有いたしましょう。日本各地に建つ中央図書館を限なく見ますと建築文化として芸術のカテゴリーにあり、街並み環境デザイン全体にわたって総合的に計画することが、今成熟した社会では求めているのです。本来の理想的な考え方は、コンペティションによる設計案を募ることであります。残念ながら本文の事業手法では全く見られません。せめてもう一度ワークショップを充実させ市民代表各識者が出席し具体的なプランを立てていこうではありませんか。	本基本方針・基本計画案の検討・策定にあたっては、公募市民を含む本検討委員会を5回にわたり開催してまいりました。また、市民ワークショップの開催のほか、小中学生の意見や市民図書館本館、分室、分館に意見箱を設置して市民の皆様の意見を伺いました。さらに、本パブリックコメントで市民の皆様の意見をいただいています。また、事業手法については、全ての可能性を残し、一定水準のサービスを確保しながら、最も効果的に事業を実現できる手法を選択するため、今後市で検討されるものと考えています。ご理解をお願いします。
第2章 社会教育複合施設のコンセプト				
5	p15~16	1(1)	社会教育施設について、文章の中に知の欠点とありますが、この欠点とはリーダーシップとなる人を求めてる様にも思えますが、果たして容量、中身が満たされた人となりますと… 一つの考え方ではありますが、老齢者の為の生涯現役、生涯学習のスペースを設ければ、その中には必ずや知の欠点に相応しいリーダーなる人材が隠れている筈に違いないと思います。	本基本方針の施設の整備のコンセプトで、「つなぐ・広がる・見つける・育む」知の拠点としており、施設利用者が必要とする知識や情報等を勉強する場所を考えています。
6	p15	1(4)	支援者としての役割について、個人の基本的人権と創造的な発展のための機会を提供する。と表記されているが、基本的人権の発展の機会ではなく、「人権の保護」にしたほうがよいのでは。	ご意見を参考にして、「基本的人権」を「人権の尊重」と改めます。

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
7	p17	2(2)エ	<p>施設全体のコンセプト及び各施設のコンセプトについて、男女共同参画センターのコンセプトに「相談機能」の表記を追加してほしい。</p> <p>（男女共同参画センターに関する記述全般に「相談機能」が記載されていません。現時点での緊急の課題であるDVなどは、市役所でも常に優先されている事柄で特に記載する必要もないのかも知れませんが、今後は複合施設内の男女共同参画センターが周知されることで、より多くの支援を必要とする人の目に留まることを期待できることから、ぜひ「相談機能」の表記はして欲しいと思います。）</p>	ご指摘のとおり、男女共同参画センターのコンセプトでは、「相談機能」の表記は重要なことと考えています。P16, p17の表記について。「男女共同参画の推進に向けた相談・活動・情報発信の拠点」と改めます。
8	p17	2(2)イ	<p>郷土資料室について、昭島市にあっても郷土資料の概念を広げ市の近代産業として誇れる企業と言われています、精密科学機器製品の収集、展示等是非やっていきたいものです。特に昭島市在住の企業家の最先端の(ものづくり)への取り組みを願いたいものです。</p>	本市のものづくりについては、産業振興の分野と捉え、市民ホールに展示しております。郷土資料室では歴史的文化の保護・保存を振興していくものと考えています。
9	p17	2(2)エ	<p>男女共同参画センターについて、考え方の一つとして男性女性に拘らず常に活性化した心を日々持つこと、或るいは心掛ける事です。特に今日では女性の自立思考が強いのですから、絶えず男性を引っ張り上げる勇気を持って下されば、うまく行くものと思います。取り敢えず必要なスペースを明るく造り、コミュニケーションを先ず計って、明るい雰囲気の場を設ける事であります。人生相談室を設け老熟男女の過去の人生感等訊く場があれば良いと思います。</p>	相談ルームについては、本基本方針p23サービス提供方針のとおり、女性の悩みごと相談等を行っていますが、新しい施設では、拡充が必要であると考えています。また、現状でも相談内容に応じそれぞれの関係機関と連携を図っています。

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
10	p18	3(2)	<p>複合化のメリットに関して、メリットを生かすための具体策がp26の「各施設担当者の定期的な打ち合わせと情報共有」との表記だけですが、その会合の位置づけはどのようにになっているでしょうか。連携を生かすためにはとても大事な部分だと思います。もう少し案が欲しいと思います。また、p18の連携による新たなサービスの高付加価値化は、どのように付加価値があがりますか。</p> <p>4つの施設が一体的に連携することで、児童から青少年、成人に至る一貫したサービスを提供するについて、だれが一貫したサービスを考案し管理するのですか。最後に、新たな複合施設に期待しています。特に男女共同参画センターが設置されることを嬉しく思います。ボランティアの力も積極的に活用して市民生活を支える大きな力となる施設となるようご尽力いただけますようお願ひいたします。</p>	<p>機能複合化のメリットについては、p18の「機能複合化のメリット」に記載している内容を想定していますが、それらの内容を実現するために、各施設の担当者が定期的に打合せ・情報共有を行い、連携してイベントなどを検討することを想定しております。また、サービスの高付加価値化ですが、p18「連携による新たなサービスの例」にあるとおり、複数の施設が連携することで、双方の施設のサービスの価値を高めることが可能であると考えています。例えば、地域図書と地域資料の企画展示を行うことで、これまで市民の皆様に触れなかった貴重な地域資料を、より多くの市民の皆様に見ていていただくなど、これまで実施できなかったサービスの実現が可能になります。また、利用者は、年齢に応じ、必要なサービスを自ら選び取っていくことで、児童から青少年、成人に至る一貫したサービスを享受することが可能となります。</p>

第3章 施設におけるサービス提供方針

11	p19	1	市民と協働して創り上げるについて、現在までのところそれほど活発に市民の意見を聞いているとは思えないでの、今後、市民の積極的な参加を促すような計画案作成に努めてください。	本基本方針・基本計画案の検討・策定にあたっては、公募市民を含む本検討委員会を5回にわたり開催してまいりました。また、市民ワークショップの開催のほか、小中学生の意見や市民図書館本館、分室、分館に意見箱を設置して市民の皆様の意見を伺いました。さらに、本パブリックコメントで市民の皆様の意見をいただいています。
12	p20	2(1)②	中央図書館におけるサービス提供方針の②調査・研究サービスについて、調査・研究を行う利用者のための情報資料を提供するとなっているが、大学図書館並みの高度な情報資料へのアクセスが近所の市民図書館から可能になると大変ありがたいです。また、必要な資料を検索して提供する専門職司書の役割は大変大きいと思います。有能な司書を多く配置できるようにご配慮いただきたいと思います。	図書館の規模拡大に伴い、図書やデータベース等の充実を図っていくようになっています。同様に、レファレンスサービスの充実も図っていくようになっています。また、専門職員の配置については、本委員会でもp27工専門職員の配置と育成で専門職員を適切に配置すべきと考えております。

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
13	p20	2(1)②	利用者が効率的に知的・専門的作業を行える場を提供するについて、インターネット上に様々な情報が提供されている現代社会では、インターネット上の情報と連動させながら研究調査をする環境が必須です。施設内では個人のパソコンやスマートフォンなどでWiFi接続できる環境を提供し、効率的に調べ物ができるようにしてほしいと思います。	新たな図書館では、インターネット環境の充実を図ることを考えています。
14	p20	2(1)④	学校図書館を支援しとなっていますが、ここでも学校図書館の活動を支援する図書館司書を多く配置してほしいと思います。	今後市が、図書館運営の事業手法を検討する中で、専門職員の在り方について検討されるものと考えています。
15	p20	2(1)④	昭島市の図書館ネットワークを構築するについて、雑誌や洋書も魅力的な市民図書館になるためには必要です。市民が読みたい、さまざまなジャンルの本・雑誌を提供する図書館ネットワークにしてください。	新たな図書館では、面積の拡大に伴い、利用者の多様なニーズに応じた各種図書資料の配架を考えています。また、市内の分館、分室、学校図書館を支援し、昭島市の図書館ネットワークの構築を目指すことになっています。
16	p23	2(4)	男女共同参画センターにおけるサービス提供方針について、相談に訪れた人が、何回も気軽に訪れられるよう(例えば学校の保健室のような)ベテランのカウンセラー、質の高い方を置いてほしいと思います。	ご意見を参考に、相談業務については、拡大、充実に向けて市で検討されるものと考えています。
17	p23	2(4)	男女共同参画センターについては、ぜひ、一般市民に周知されるようにしていただくとともに、特に相談業務に関しては、親しみやすい環境をつくれていただきたいと思います。「町の保健室」というのを知っています。東京都や他県、他市等で設置されていますが、日数(年に何回のよう)回数が少ないので現状です。回数を増やした同様なものを実現して頂きたいと思います。	ご意見を参考に、相談業務については、拡大、充実に向けて市で検討されるものと考えています。市民への周知については、男女共同参画に関する理解を深めてもらうため、市民に情報発信するほか、様々な機会等を捉えて周知すべきと考えています。また、保健室については、既に保健福祉センター(あいぽっく)がサービスを提供していますので、保健的機能については、保健福祉センターとの連携に努めるものと考えています。

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
18	p24	2(5)①	その他共有空間におけるサービス提供方針の①集会・創造活動サービスについて、市民がグループでの会議や共同作業、デジタル資料の作成・編集等を行えるスペースの貸し出しを行うとともに、さまざまな分野の創造活動に興味を持つ市民が増えています。少人数(2-7名)でも、同好の士と内容の濃い文化活動ができるような場所の確保と、気軽に利用できる貸し出し方式を工夫してください。	少人数が文化活動を行う場の確保と利用しやすい環境に努めることとしています。
19	p24	2(5)②	交流・情報発信サービスについて、企画展示やイベント等の会場として活用するとなっているが、日比谷図書文化館でのイベントに何度か参加しました。有料でもいいので夢のあるイベント、国際的な文化交流、異文化体験ができるような何度も行きたくなる施設になってほしいと思います。	本施設においては、定期的にイベント等を開催することを考えています。詳細については、ご意見を参考に市で検討されるものと考えています。
20	p24	2(5)③	共同学習・研修サービスについて、市民向け講座や教育研修等の会場として活用するとなっているが、市民が興味を持ったテーマについて指導・講演してくださる人を見つかり講師に依頼しやすい研修計画を協働で作れるような場にしてほしいと思います。活動を始めるにあたってのアドバイスや支援をする専門スタッフもいてほしいです。	本施設においては、市民の皆様や市民団体が活動を計画・実施するための支援を行うものと考えています。ご意見を参考に、支援体制については、市で検討されるものと考えています。
21	p24	2(5)④	アメニティ・休憩サービスについて、気軽に立ち寄ることができ、リラックスして安全に休憩や談話をしながら過ごせる場を提供するとなっているが、座り心地のいい椅子やテーブル、たまたまそこで出会った市民がことばを交わしコミュニティーのつながりを強めて行けるような快適な空間をぜひ設けてください。全ての年代の人たちが集い、知り合いになって行ける場所になると素晴らしいと思います。	ご指摘のとおりと考えています。ご意見を参考に、市で検討されるものと考えています。
22	p25	3(1)	外部機関との連携の考え方について、中央図書館は、国立国会図書館や他自治体の図書館、近隣の大学図書館と連携し、より広範な図書を提供するとなっているが、英文を含む学術論文などが、市民図書館からリクエストして閲覧できるようになるとすばらしいと思います。ぜひ実現させてください。	図書館の規模拡大に伴い、図書やデータベース等の充実を図っていくものと考えています。

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
第4章 施設の管理運営に関する基本方針				
23	p26	2(1)イ	市民とともに作り上げる運営の実施について、市民ボランティア団体や利用者サークルの協力による図書館サービスの充実を図り、市民とともにつくりあげる運営を実現する。また、「市民のための図書館」としてのあり方を検討するについて、具体的にどうすればいいか考え方は様々だと思います。十分な機会と時間をとつてよりよい運営方式の新しい図書館ができるように、広く市民の意見を取り入れる機会と広報をお願いします。	ご意見を参考に、市民の皆様が施設の運営に参画していただけるような仕組みを市で検討していただくことになります。また、あわせて意見を取り入れる手法及び様々な機会を通じて、市民の意見を聞くため、努める必要があると考えています。「市民のための図書館」としてのあり方を検討するにあたっては、ご意見を参考に市で検討されるものと考えています。
24	p26	1	市立図書館の性格、内容、特色等は、都立や国立に比べ同等の許容が求められているのだろうか。当然の如くヒエラルキーが存在し利用者に総てが委ねられているのかとも考えられる。私の考え方は、市立にあつてはやはり昭島市中央図書館としての特徴を出すべきだと思う。せめて明治以降、大正、昭和の近代の図書の充実を願いたい。現在の市図書館の話では「将来市は50万冊の蔵書を見込んでいる」とのことですが目的内容ビジョンが見えてこないのも事実です。	新たな図書館では、面積の拡大に伴い、多様な利用者に応じた書籍を各種図書資料の配架を考えています。なお、貴重な歴史資料については、開架書庫、閉架書庫の全体の状況、収集方針、選定基準を踏まえて対応することとしています。
25	p26	2(1)	管理運営については、中心は中央図書館が占めている訳ですから、他の二三のゾーンの運営管理はもっとシンプルな考え方、市民の館内外の奉仕ボランティアで充分だと思います。図書館の維持管理運営については、今後新たな機能が加わっていくのは電子図書に関連するものですから、ICT分野の専門職が必要でしょうが、市の職員の方で訓練を受けければ、充分に可能と思われますが、ソフトがバージョンアップして参りますとプロフェッショナルの日常のスキルアップが求められる事となるでしょう。 旧館でも既に蔵書管理の自動化やデジタル化が行われていたのですから、バージョンアップし、貸し出し、整理保管のスピード化等、然るべき業者に特別な方法をとらずシンプルな競争原理の内に委託する事だと考えます。運営について、必ず市の職員も加わって頂きたい。	職員の配置も必要に応じて専門職等も配置する必要があると考えていますが、職員の配置については、今後、市が運営手法を検討する中で、適正に職員配置をしていくものと考えています。

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
26	p27	2(1)エ	専門的職員の配置と育成について、専門的職員を中心に職員を適切に配置し、スキルアップも図り、運営には業務委託を視野に入れているようですが、市の専門的職員を配置することは考えてはいないのでしょうか。地域に特化した職員の養成も重要です。	市が図書館運営の事業手法を検討する中で、専門職員の在り方について検討されるものと考えています。
27	p27	2(1)エ	専門職員の配置と育成について、市民の期待に応えられる付加価値の高いサービスの計画・実施について、ここでも図書館司書の役割は大きいと思います。スキルの高い専門職員を十分に配置できるような基本計画を立ててください。	本委員会においても本基本方針p27に記載のとおり、エ専門的職員の配置と育成の中で専門的職員を中心に適切に配置することに努めることとしています。今後、市が図書館運営の事業手法を検討する中で、専門職員の在り方について検討されるものと考えています。
28	p27	2(2)	開館日、開館時間等については市民との話し合いによって決定されるべきだと思います。	開館日、開館時間等については、本基本方針・基本計画案に記載の通り、現在の市民図書館を基本にして、施設全体及び市民の意見を参考に、市で検討されるものと考えています。
29	p27	2(2)	開館日・開館時間について、方針では、市民ニーズに応じた開館時間の設定となっているが、勤労者は午後6時に図書館へ行くのも難しく、図書館利用率の低下の原因になります。平日の夜間21:00まで開館するか、週末の19:00くらいまでの開館が必要です。それが難しければ、宅配便による配達や、図書貸し出しロッカーなどの無人の貸し出しシステムを考える必要があると思います。	ご指摘とおり、土曜、日曜日の開館時間の延長を含め、市民ニーズに応じた開館時間の設定を検討する必要があると考えています。具体的には、今後、市で検討されるものと考えています。
30	p27	2(2)④	インターネット、携帯電話等に於ける図書館の今後あり方について、議論がなされたのでしょうか。識者の意見を是非開示して下さい。	本検討委員会には、外部有識者も参加しております。委員会において、電子化に係る方針については、開館時に将来性を見据えつつ、時代に応じたサービスを提供するという考え方によりました。内容については、本基本方針のp31、2施設別の整備基本方針に記載のとおりです。

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
31	p28	5(2)	男女共同参画センターができるにあたって、仕事についている方もいるので、基本的に土曜日、日曜日、及び夜間帯も開館してほしいと思います。	本基本方針においても利用者のニーズに応じて、実施するサービス毎に設定するとなっていますので、開館時間の拡大については、ご意見を参考に市で検討されるものと考えています。

第5章 建物・設備に関する基本方針

32	p29	1(5)	各設備の無駄な稼動を抑え、ランニングコストの低廉化に熟慮せねばなりません。当然、屋上緑化及び屋上太陽光発電への配慮も当然の事です。	周辺環境と調和に配慮するとともに、省エネルギーの視点から、自然光や自然換気を最大限に活用し、自然エネルギー等の活用や適性な緑地の確保など、環境負荷の低減に努めることとしています。
33	p30	2(1)エ	高齢者や障害者の利用を妨げない工夫について、高齢になると資料探しや本を読むのにも時間がかかります。配架の工夫だけではなく、気軽に声をかけられるよう専門的職員を配置してください。貸出期間も特別枠があってもよいのではないか。	ご意見を踏まえ、高齢者や障害者の利用については、市で検討されるものと考えています。
34	p31	2(1)オ	電子化、図書の未来像についての具体的な方針が本文では見えていません。実際の利用方法についての機能図をお示し下さい。	電子書籍の導入については、今後の電子書籍提供事業の進展状況を把握する中での対応を検討することになります。
35	p31	2(1)オ	ICT化、ネットワーク化への対応について、「個人の好みやニーズに合わせた使いができる図書館情報システムの構築」とは具体的にどのような事柄を想定しているのか教えてください。	来館して、図書館のパソコンを活用し、情報を得る方法だけでなく、自宅から、同様な情報を取得できる図書館情報システムを検討することとしています。

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
36	p31	2(2)イ	少なくとも、クジラの化石が入るだけの空間(16m以上)が補償され、歴史・文化・民俗だけでなく、自然関連の展示や保管が十分に展開できる施設が、これから郷土・地域教育には不可欠である。	アキシマクジラは貴重な化石であり、本委員会としても重要な市のシンボルとして活用すべきものと考えています。複合施設においても、その活用方法を更に市で検討されるものと考えています。
37	p32	2(4)	施設別の整備基本方針にも記してあるように、プライバシーに関する相談も受け付けるということで、専門のカウンセラーの方に常駐していただきたいと思います。一度の相談では問題解決の糸口が見つからない事も多いと思いますので、同じカウンセラーに継続的に担当してもらう必要があります。	今後、相談業務の拡大に向けて市で検討されるものと考えています。
38	p32	2(4)	スペース的に難しいとは思いますが、DV等により、相談者が自宅に帰れないという事態も考慮し、宿泊できる設備があれば尚良いと思います。	DV等の相談者については、宿泊の必要に応じて、宿泊できる他公共施設等と連携する中で、対応しております。
39	p32	2(3)	<p>教育センターの項目で、学校では定着しない学力をおぎなえる補習塾のようなもの(小・中分けて)。更にそこが子供達の居場所にもなれるような教室があればいいなと思います。誰が来てもいいという雰囲気でなければいけませんが、人材は地域の有料ボランティアでどうでしょうか。現在の学校では先生が忙しい為、放課後や空いている時間に教えるという事は無理なようです。裕福な家庭では塾に通わせる事ができますが、金銭的に難しい家庭も多く、学力は低下する一方です。</p> <p>また、子供の居場所も少なくなり万引きや非行、不登校、引きこもりも増えているような気がします。特に、不登校、ひきこもりはニートになる可能性があり、この少子化の中、働いて税金を納める若者が少なくなるのは死活問題です。</p>	本施設は適応指導教室、教育相談室、教育研修室を併設しています。それぞれ学校生活へ不適応を起こしている児童・生徒の受け入れ、教育に関する相談、教員の研修・研究への支援という機能を有しています。放課後の時間帯を利用しての子ども達の居場所の提供とともに学力を補う場所として活用できないかとのご意見ですが、施設の性質上、実現が難しい面もあります。しかし、配置される指導員の人的資源の活用は、放課後の子ども達の生活に潤いを与えてくれます。教育センターとして、このような資源を有効に活用するための具体策については、ご意見を参考にしながら市で研究されることとなります。

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
40	p32	2(3)	不登校の子供たちのために適応指導教室がありますが、(通いやすい雰囲気を目指すと書いてありますが)かたいイメージで、なかなか足が向かないのではないかでしょうか。居場所という事に関しては、どこかの市か区で図書館を不登校の子供たちの居場所にしているというニュースを見ましたがそれもいいかもしれません。	本施設では、適応指導教室と図書館の連携を想定しております。適応指導教室を拠点としながら、図書館や郷土資料室にも足を運べるよう、支援するものと考えています。
41	p32	2(3)	年々増え続けている発達障害の子ども達が、安心して通常学級に通えるよう安定した宿泊学習の支援を続けていくため、市内の公共施設で使用できる場所を作っていただきたい。	本基本方針・基本計画においては、新しくできる複合施設では、宿泊は想定していません。市内公共施設全体を含めて、今後、市で検討されるべき問題と考えています。
42	p32	2(4)	男女共同参画センターについて、施設内でDVという言葉を使用する場合には、「ドメスティック・バイオレンス」あるいは「ドメスティック・バイオレンス(DV)」と表記した方が良いのではないか。	ご指摘のとおりと考えます。ご意見を参考に市で検討されるものと考えています。

第6章 事業手法について

43	p33	1(1)	想定される事業手法についての、業務委託方式、PFI方式について、市民の関心は、いかに便利なサービスを受けられるかであって、直営、委託どちらでも構わないと考えます。ただ、コスト削減のために、サービスの質が落ちるようなことは避けてほしいと思います。図書館などは専門スキルを持つスタッフがより良いサービスの要となるので、委託や指定管理者方式にするにしても、十分な人件費を当ててスキルの高いスタッフが集められるようにして下さい。	事業手法については、全ての可能性を残し、一定水準のサービスを確保しながら、最も効果的に事業を実現できる手法を選択するため、今後市で検討されるものと考えています。
----	-----	------	--	--

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
44	p33	1(1)	<p>効果的な施設運営について、本文では PFI方式等も企画、設計、工事、運営と一括に行えば低廉、且つ運営がスムーズに事が運ぶかに書かれておりますが、丸ごと民間会社に任せて公共物に対するリスク及び会社への担保は押さえられるのか、法人側は果たしてどのようにして利潤を上げて市に対してサービス出来るのでしょうか。あくまでも公立図書館ですから商売が成立するとは考えられず、図書に関連した委託業務なのではないでしょうか。方針では確かに三つのゾーンに施設分割をしていますが、郷土資料、社会教育について維持管理の低廉化の見地から考えますと、やはり昭島市民のなかで充分な人材はいると思います。民間への委託はどうしても高くつく事は周知のとおりです。</p> <p>図書館ゾーンの委託については、電子化ソフトウェア及びソフト操作、それに関する司書等のプロフェッショナルが必要となるでしょう。然るべき優秀なコンサルに委託すべきかも知れません。</p>	事業手法につきましては、全ての可能性を残し、今後、市で。一定水準のサービスを確保しながら、最も効率的な整備・運営方法を選択していくものと考えています。
45	p35	2(1)	<p>中央図書館について、業務委託に当たっては基本的な図書館運営の規則などの見直しも必要になると思います。現時点で図書館には運営基準が整備されていません。リクエストの際には、いつも新刊、それも一般的な本しか購入していただけません。例えば、「1. 一般図書では、昭島市民の生涯学習を支えるため、各分野の資料を入門的なものから専門的なものまで幅広く収集する。ア 図書館・読書……」というような選書基準が必要です。このような具体的な基準が明らかにされていれば、市民も「選書基準に適さないから購入して頂けない」と納得するではありませんか。ベストセラーは何冊も副本を購入していますが、大学や研究所など教育機関に属していない市民の場合、市民図書館が生涯学習の起点になります。現在の市民図書館は児童中心の児童図書館ともいえるのではありませんか。是非検討してください。</p>	新たな図書館では、利用者の年齢層やニーズに沿った蔵書を提供するなど、開架資料閲覧サービスについて考えています。今後、市で、開架書庫、閉架書庫の全体状況、収集方針、選定基準等を踏まえて市で検討されるものと考えています。

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
46	p35	3	事業手法の検討に係る今後の方針についての本事業において重視すべき評価の視点を整理したうえで……最も効果的に事業を実現できる手法を選択する。について、今後の予定はどうになっているのでしょうか。意見を言いたい市民は数多くいると思います。市民が計画立案に積極的に参加できる機会を設けて、広報に努めてください。	コンセプトの実現性や市の財政負担や事業の効率性、市民に提供するサービス水準の向上等の観点から、本事業において重視すべき評価の視点を整理した上で決めるべきことなので、今後、市において一定のサービス水準を基準とした上で、最も効率的な運営を選択するため検討がされるものと考えています。

基本計画 第2章ゾーン別整備計画

47	p37	1(1)イ	学習・会議ゾーン【自習スペース】について、ここにはパソコンなど持ち込み端末をインターネットに接続できるよう配慮してください。	インターネット環境を充実することは、重要であると考えています。ご意見を参考に、市で検討されるものと考えています。
48	p42	2	開架・閲覧ゾーンについて、無線LAN設備は、限られたスペースではなく全館で使えるようにしてください。	ご意見を参考に、必要性等を考慮して、市で検討されるものと考えています。
49	p42	2	学習・会議ゾーンについて、6-10人利用の小部屋(4室程度)となっているが、少人数で忙しい予定を合わせて活動するグループも多いと思います。利用したい日に部屋が空いているように、少人数で集まれる会議スペースをもっと増やしてください。	本委員会では、少人数の会議から大人数の会議の場を提供できるよう考えています。敷地面積などから考えると本基本方針で提示した程度のものが妥当だと考えています。
50	p42～45	2	建築設備とゾーニングについて、基本的には、各ゾーンのプロットによって機能的に左右されます。図書館ゾーン、大きく三つのゾーンにプロットされます。郷土資料館ゾーン、機能的性格の違いによる、運営、管理の面、教育センターゾーンでは、好ましいプロットだと同様に考えました。男女共同参画ゾーン、各機能でかなり異なりますが、特に図書館にあっては空調設備の他6項目あまりの建築設備を附設せねばならないと思われます。系統の明確化を充分に検討する事が必要です。機能的に複雑な設備系統をシンプルに分ける事だと思われます。図書館、郷土資料館は別として、教育センター、男女共同参画ゾーンは一般的な設備で充分だと思います。	具体的設備等は、今後、ご意見を参考に、市で検討されるものと考えています。

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
51	p44	2	交流・相談ゾーンについて、男女共同参画センターですから「女性の悩み事相談」だけではなく、男性も気軽に相談できるスペースが必要ではないのか。	相談ルームについては、基本的には男女問わず、利用できる空間を想定しております。しかし、現在は、相談業務については、女性の専門相談をしているだけですので、男性も気軽に何でも相談できることについては、今後、市で検討されるものと考えています。
52	p45	2	各ゾーンへのアクセスについて、人の流れ、目的へのアプローチは、外部からの直接進入を人は求め、エントランスを探します。そして自分の位置から最も近い良い処を見付け満足します。特に自転車、自動車で来館した人達の動線計画も重要な一つです。 大きく三つのゾーンへのアクセスの熟慮の他に保健福祉センターからの進入路を配慮しペデストリアンデッキを含め、あわせて街並みの景観デザインを熟慮する事も忘れないでください。	本基本方針においても、総合受付窓口を設置し、来館者からの問い合わせに対応することを考えています。他施設へのアクセスや街並み景観デザイン等は、本基本方針・基本計画には含まれていません。今後、市で検討されるものと考えています。
53	p45	2	駐輪場、駐車場の台数について、根拠を教示して下さい。また、環境への配慮について、建物全体のベースボリュームを考える時、住居地域性の環境を配慮してデザイン的にも40%～50%程度に押さえるでしょう。空地の確保は緑地化に繋がりますが駐輪、駐車を総て地下収容には同意しにくい点があります。人の動線計画に無理が生じるからで、できるだけ避けてほしいです。	駐車場及びの設置台数については、敷地の面積と建物の建築面積に鑑み、算定しました。また、駐輪場については、今後、決めることになります。環境に配慮した取り組みについては、本基本方針・基本計画に基づき、市で検討されるものと考えています。
54			建物の高さの押さえ方フォルムについて、本来この施設の性格、或は敷地の広さ形状、環境等を考えれば二～三層が限度で好ましい姿だと思いました。本文の中に昭島らしい建築美とありますが、何処に建つ建築をさすのでしょうか。それに相応しい、昭島らしいとは何であるかを是非御教示下さい。	昭島市の自然、文化・歴史を考慮し、それらを体現する建物の整備・運営を目指すことが、昭島らしい施設につながる考えています。
55			複合施設への足として、Aバスの停車を是非お願いしたいと思います。現在、アイポックに停まるので、距離的には近いのですが、私のように脚の悪い人にとっては遠いので、是非検討して下さい。	現在Aバスのルートは、東、北、西の3ルートで運行しています。そのうち東、北の2ルートでは、本施設を建設する予定の場所に停車をしています。 Aバスルートは、一定の時期に見直しをしており、今後の見直しの中で、ご意見を参考にさせていただきます。

その他

55			複合施設への足として、Aバスの停車を是非お願いしたいと思います。現在、アイポックに停まるので、距離的には近いのですが、私のように脚の悪い人にとっては遠いので、是非検討して下さい。	現在Aバスのルートは、東、北、西の3ルートで運行しています。そのうち東、北の2ルートでは、本施設を建設する予定の場所に停車をしています。 Aバスルートは、一定の時期に見直しをしており、今後の見直しの中で、ご意見を参考にさせていただきます。
----	--	--	---	--

No.	該当頁	該当項目	要旨の概要	委員会の考え方
56			中央図書館・郷土資料室、男女共同参画センター、教育センターという複合施設ですが、「生涯学習」という捉えかたが薄いように感じます。もっと、市民の総合学習的な目的・機能を強めてください。	施設複合することでの相乗効果が期待できます。こうした機能を活かしながら生涯学習に関する情報センターとしての機能を果たしていくと考えています。
57			最近の昭島市内の公共施設は「センター」名が多く市民には分かりにくい。男女共同参画センター、教育センターという名称は避けてほしい。また、愛称を市民から募集する事も検討してください。	名称については、本委員会では、本基本方針のとおり、男女共同参画センター、教育センターという名称と理解していますが、市で決めることになります。なお、愛称については、ご意見を参考に市で検討されるものと考えています。